

# 「第17期定時株主総会招集ご通知」に関する インターネット開示事項

(法令及び定款に基づくみなし提供事項)

第17期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- |                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 1. 業務の適正を確保するための体制の整備および運用に関する事項 | 2頁～ 4頁 |
| 2. (ご参考) コーポレートガバナンス体制の概要        | 5頁     |
| 3. 株主資本等変動計算書                    | 6頁     |
| 4. 個別注記表                         | 7頁～15頁 |

## 株式会社スターフライヤー

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに記載することにより、株主の皆様提供しております。  
<https://www.starflyer.jp/starflyer/ir/meeting-of-shareholders.html>

## 業務の適正を確保するための体制の整備および運用に関する事項

### 1 決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、2015年5月1日開催の取締役会において内容を一部改定いたしております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループは、「安全運航とともにコンプライアンス（法令はもとより、社内規程、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動すること）を経営の基本とする」としたコンプライアンス規程の精神を役職員の行動の礎とする。
- ・コンプライアンス委員会により、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、公正かつ適切な経営の実現に努める。
- ・経営者直属の内部監査部門である「監査部」は、内部管理体制の適正性・有効性を検証し、適時経営者へ報告を行う。また、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）を設け、その運用は、当社監査部が所管する。
- ・当社グループの役職員は、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）により、不正行為等について直接に当社監査部または外部弁護士に対して通報または相談を行うことができる。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。情報漏洩・不正使用の防止および情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努める。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業活動の持続的発展の実現を阻害するリスクに対処するため、日常的にリスクを認識し、社内規程等に従い、損失の危険を回避・予防する。また、重大なリスクが顕在化したときは、被害を最小限に留めるための適切な措置を講ずる。
- ・当社グループは、「リスク管理規程」を制定し同規程においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月1回開催する定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、重要な業務執行については、十分な審議を経て決定する。
- ・取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、経営会議（原則として毎週1回開催）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

- ・取締役の意思決定に基づく職務執行の効率化を図るため、「組織規程」および「職務権限規程」により各部門長の業務分担・権限を明確にする。

#### ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「関係会社管理規程」に従い、グループ各社の事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行わせるとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとする。
- ・当社グループは、「コンプライアンス規程」を制定し、業務の適正性を確保するため当社グループの全ての役職員に周知徹底する。
- ・当社コンプライアンス委員会は、当社グループを一体的に掌握し活動を行う。
- ・当社は、当社グループにおける意思決定、指揮命令系統、権限その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- ・子会社の主要な取締役および監査役は当社の関連部門の職員および監査役が兼務していることから、子会社において重要な事象が発生した場合、当社は当該子会社の取締役会を通じて速やかに報告を受ける。
- ・監査役および監査部は、当社グループを対象に監査役監査およびグループ内部監査を実施する。

#### ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社グループの役職員は、事業運営において財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは、当社グループの社会的な信用の維持・向上に資することを常に認識し、財務報告に係る内部統制の整備・運用に取り組む。
- ・取締役会および監査役は、経営者の業務執行を監督する機関でもあることから、経営者による定期的報告を通じ、経営者による内部統制の整備・運用について監視・監督の責任を負う。

#### ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役会の求めにより独立性を確保した使用人を任命し、監査役会の指揮命令下に置くこととする。

#### ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・取締役および執行役員は、取締役会、監査役会、その他監査役が出席する重要会議において、定期的にその業務の執行状況を報告することとする。
- ・当社グループにおける重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要事実が発見された場合、所管部門は、直ちに監査役に報告を行う。
- ・監査役は、上記のほか必要に応じ、当社グループの役職員に対し、業務の報告を求める。

#### ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会は、3名以上の監査役で構成され、その半数以上を社外監査役とする。
- ・監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」に基づき監査役監査を実施する。

- ・監査役は、必要に応じ、経営者および各部門長等との情報・意見の交換を行う。
- ・当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには、速やかに適切な報告を行う。
- ・当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ・監査役会が独立の外部専門家を顧問とすることを求めた場合、当社は監査役会の職務の執行に必要なと認められる事案を除きその費用を負担する。
- ・会計監査については、会計監査人である監査法人により、独立した立場から監査業務が執行されるものとする。

## ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない方針を堅持する。また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社グループ全体で毅然とした対応をとるものとする。

## 2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度においては、主に以下の取り組みを行いました。

- ・当社グループは、当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を2回開催致しました。また、コンプライアンスマネジメント強化策の検討を行いました。
- ・当社は「安全管理規程」に従い、フライトセーフティレビュー委員会（臨時を含む）を7回開催しました。この委員会にて「安全管理システム」が正しく、有効的に機能し、運航の安全を確保するための事業運営方針である「安全憲章」および「安全運航のための行動指針」が業務全般にわたり、具体的な安全施策に結びついていることの確認を行いました。
- ・当社は取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を十分な審議を経て決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。
- ・当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、相互情報交換を行い、また経営会議や取締役会等の重要会議に出席し、また稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図りました。

# (ご参考) コーポレートガバナンス体制の概要

## 1 取締役会・取締役

取締役会は、取締役8名（うち社外取締役4名）から構成され、株主からの負託を受け効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社が持続的に成長し中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負っております。当社取締役会は、その責任を果たすため取締役および経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長その他の経営陣の指名、報酬の決定および当社をとりまく重大なリスクの評価および対応策の策定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。

なお、取締役の任期は、経営環境の変化に機動的に対応するとともに、経営責任の明確化を図るため、1年間としています。

## 2 監査役会・監査役

当社は、監査役（3名、うち社外監査役2名）および監査役会を設置しております。監査役会は、年間計画に従って開催し、監査方針の決定、監査内容のレビュー、会計監査人の報告に基づく審査等を行っております。また、監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役会および重要な会議への出席、業務監査の実施を通じて、取締役の職務の適正性を監査しています。

## 3 経営会議

重要な事項のうち取締役会の決議を要しないものについては、常勤取締役および執行役員により構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定できるよう権限委譲を行うとともに、取締役会はその業務執行の状況を監督します。常勤取締役、担当部門長等の業務分担・権限については、「業務分掌」、「職務権限規程」および「職務権限基準表」において明確に定めております。

なお、監査役の職務遂行のため、常勤監査役は経営会議へ出席しています。

## 4 報酬委員会

当社は、独立社外取締役を委員長として、過半数を社外役員により構成する報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、役員報酬体系等に関して、取締役会からの諮問を受けております。当社常勤取締役の報酬は固定部分と業績連動部分から構成されており、業績連動部分は前年度の売上高営業利益率および営業利益の目標達成率を基に取締役報酬規程に従い算定され報酬委員会委員長により取締役会へ答申されます。取締役会は、報酬委員会からの答申を得たうえで役員報酬体系に基づき業績に応じた役員報酬を決定しています。

## 5 会計監査人

当社は、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識しており、会計監査人の高品質な監査を可能とするため十分な監査時間を確保するとともに、当社経営陣との直接の面談や、経理部門および内部監査部門との連携を確保しております。

なお、会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任しております。

# 計算書類

## 株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

単位：百万円

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	1,250	750	263	1,013	5,710	△0	7,973
当期変動額							
剰余金の配当					△57		△57
当期純利益					513		513
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	455	△0	455
当期末残高	1,250	750	263	1,013	6,165	△0	8,428

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	143	143	8,116
当期変動額			
剰余金の配当			△57
当期純利益			513
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△34	△34	△34
当期変動額合計	△34	△34	420
当期末残高	108	108	8,537

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式  
移動平均法による原価法

#### 2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

#### 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品

先入先出法による原価法  
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### ② 貯蔵品

・ 航空機部品 総平均法による原価法  
・ その他の貯蔵品 最終仕入原価法による原価法  
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 4 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物 (建物附属設備を除く。) および航空機材は定額法、それ以外については定率法  
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
航空機材	8年～23年
工具、器具及び備品	3年～20年

##### ② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零 (残価保証の取決めがある場合は残価保証額) とする定額法を採用しております。

## 5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計算した額を、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ② ポイント引当金

スターリンク会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

### ③ 定期整備引当金

航空機材の主要な定期整備費用の支出に備えるため、当事業年度末までに負担すべき将来の整備費用見込額を計上しております。

## 7 収益及び費用の計上基準

営業収入のうち旅客収入の計上は、搭乗基準によっております。

## 8 ヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…デリバティブ取引（商品スワップ、為替予約、通貨オプション、クーポンスワップ）

ヘッジ対象…商品（航空機燃料）、外貨建予定取引

### ③ ヘッジ方針

商品（航空機燃料）および為替の市場相場変動に対するリスク回避を目的として利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

## 9 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」229百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」435百万円に含めて表示しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

**1 有形固定資産の減価償却累計額** 7,294百万円

### 2 関係会社に対する資産及び負債

短期金銭債権	15百万円
短期金銭債務	16百万円
長期金銭債権	40百万円

### 3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

また、資金調達の機動性および安定性の確保を図るため、取引金融機関9社とコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は、次のとおりであります。

当座借越極度額	1,000百万円
貸出コミットメントの総額	2,000百万円
借入実行残高	—
差引額	<u>3,000百万円</u>

上記のコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されており、下記条項のいずれかに抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

- ① 各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、6,087百万円以上に維持すること。
- ② 各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。
- ③ 各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、13,000百万円以上としないこと。

#### 4 ファイナンス・リース契約

当社は、航空機材（JA08MC）調達のため、3社とファイナンス・リース契約を締結しております。

リース債務 1,300百万円

上記のファイナンス・リース契約には、次の財務制限条項が付されており、下記条項のいずれかに抵触した場合には、取引リース会社からの請求により、一括支払することになっております。

- ① 各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、1,059百万円以上に維持すること。
- ② 各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

#### 5 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

航空機材 5,189百万円

また、営業未収入金および未収入金合計のうち600百万円は、当座借越契約の担保として譲渡担保が設定されております。

担保付債務は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金 281百万円

長期借入金 1,562百万円

上記の借入金は、航空機購入資金の一部に充当するための借入であり、上記航空機材を担保に供しているほか、「各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること」及び「各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと」といった財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合には、借入先からの請求により一括返済することになっております。

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

事業費 684百万円

販売費及び一般管理費 163百万円

営業取引以外の取引による取引高 1百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1 発行済株式の種類および総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,865,640	－	－	2,865,640

### 2 自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	224	48	－	272

（注）自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

### 3 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2018年6月22日 第16期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57	20.00	2018年 3月31日	2018年 6月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月21日 第17期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28	10.00	2019年 3月31日	2019年 6月24日

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、定期整備引当金、未払費用等であり、繰延税金負債の発生は、ヘッジ会計を適用したデリバティブ取引であります。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

### 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、特殊車両、事務機器、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

### 2 オペレーティング・リース契約

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	4,030百万円
1年超	25,812百万円
合計	29,842百万円

## 8. 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、営業未収入金に係る顧客の信用リスクについては「販売管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

デリバティブ取引は、「市場リスク管理に関する規程」に沿って実需の範囲で行っており、投機的な取引は行っておりません。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

単位：百万円

	貸借対照表計上額	時価	差額
<b>資産</b>			
(1) 現金及び預金	5,982	5,982	－
(2) 営業未収入金	2,225	2,225	－
(3) 未収入金	1,808	1,808	－
(4) 差入保証金	915	779	△136
<b>負債</b>			
(1) 営業未払金	2,334	2,334	－
(2) 未払金	1,965	1,965	－
(3) 長期借入金（注1）	3,610	3,617	7
(4) リース債務（注1）	4,904	5,075	171
デリバティブ取引（注2）			
ヘッジ会計が適用されているもの	164	164	－

(注) 1. 1年内返済予定の長期借入金またはリース債務を含めております。  
2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、（ ）で表示しております。

（金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項）

### 資産

・現金及び預金、営業未収入金、未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

・差入保証金

返還期間が確定している保証金であります。返還される時期に基づき、合理的と考えられる割引率を用いて時価を算定しております。

### 負債

・営業未払金、未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

・長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

・リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

### デリバティブ取引

取引金融機関等から提示された価額によっております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 1 その他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係 会社の子会社	全日本空輸 株式会社	—	営業上の 取引	コードシェアに よる共同運航	12,204	営業未収入金 前受金(注3)	14 3
				航空機燃料の 購入	7,138	営業未払金	648
				予約システム 使用料	288	前払費用	26
				空港ハンドリング 業務の委託	1,396	営業未払金	177
				出向者の受入	206	未払金	32
				航空券精算	263	営業未収入金 未収入金 未払金(注4)	1,697 244 0

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針については、業界価格等に鑑み、その都度価格交渉のうえ決定しております。また、特に重要な取引に関する条件等については、取締役会において十分に審議したうえで、妥当性を備えた意思決定を行っております。
3. コードシェアによる座席販売については、取引金額確定前に概算精算を行っているため、精算差額として前受金が計上されております。
4. 全日本空輸株式会社に当社の旅客収入等の精算を委託しており、これに係る営業未収入金、未収入金および未払金であります。

## 2 役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
当社役員が 他の法人の 代表者を兼務 している場合 の法人	北九州エア ターミナル 株式会社	(被所有) 直接 2.79%	当社本社棟等 のリース、 及び空港施設 の賃借等	リース債務の 返済  リース債務利息 の支払い	4  2	リース債務 (注3)	442

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 当社監査役片山憲一が代表取締役を務める北九州エアターミナル株式会社との取引であり、取引条件については市場価格等に鑑み協議のうえ決定しております。なお、片山憲一が2018年6月をもって北九州エアターミナル株式会社の代表取締役を退任したため、関連当事者ではなくなっております。そのため取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高については関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。  
 3. リース債務の期末残高は、流動負債と固定負債の合計額であります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,979円56銭
1株当たり当期純利益	179円03銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

---

この計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

---